

加入していた企業型DCにかかる手数料について

- 資格喪失後も老齢給付金の受け取り手続き開始までは保有商品での運用が続きます。その間の手数料は、ご本人の資産から差し引かれます
- 給付の際には、一時金・年金どちらの場合も、1回の受け取りにつき給付事務手数料が給付金から差し引かれて送金されます。年金で受け取りの場合は、受け取り期間中も別途、所定の手数料がかかります

※資格喪失後も会社が負担する場合があります。手数料の詳細(自己負担の有無・金額)については、「三井住友信託ライフガイド」の「プランのポイント(「制度の情報」ボタンをクリック)」でご確認ください

運用商品の価格変動リスクについて

資格喪失後も保有商品での運用が続き、投資信託等を保有している場合は日々価格が変動します。移換や裁定のお手続きの際、保有商品は全て売却(現金化)され、その金額をもとに移換先DCの運用商品の購入・給付金の支払いが行われます。売却のタイミングを指定することはできないため、投資信託等をお持ちで価格変動を避けたい場合は、あらかじめ元本確保型商品に預替を行うことをご検討ください。なお、手続き書類提出後は預替を行うことができませんのでご注意ください

運用商品預替の方法

三井住友信託ライフガイドにログイン後、手続き・相談メニューの運用商品の変更
NRKサイトへ▶運用商品預替より、お手続きが可能です

非居住者(海外居住者)の受け取りについて

現在海外に居住されている方が請求手続きをする場合、必要書類が異なるため、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまでご連絡ください。海外の一部地域から無料で繋がるワールドフリーフォンをご用意しております

詳細はこちら



障害給付金について

高度障がいにあてはまる場合は、障害給付金として受け取ることが可能です。障害給付金は受け取り方法を問わずすべて非課税となります。障がい状態から回復した場合でもそのまま受け取り続けることができます

詳細はこちら



死亡一時金の受取人指定について

DC制度では、死亡一時金受取人をあらかじめ指定することが可能です。生前に死亡一時金の受取人を指定していた場合は、DC法の順位に関わらず指定された方が受取人になります。また、ご遺族にご提出いただく書類を一部簡略化することができます

詳細はこちら



ご照会は、ぜひ三井住友信託ライフガイドをご活用ください!

NRK版

一般的なお問い合わせは DCチャットボットへ!

24時間いつでもAIが自動で回答します
ログインいただくとWeb相談機能も
ご利用いただけます
(ユーザーID・暗証番号が必要)

ライフガイド
DCチャットボット



よくあるご質問は
こちら



コールサービス
営業時間はこちら



お電話での
お問い合わせは

三井住友信託確定拠出年金コールサービス
0120-99-4143(通話料無料)

! 移換手続きやiDeCoのお申込手続きについては、当社本支店窓口では承っておりませんのでご注意ください

※お問い合わせの際は、「0から始まる加入者番号」をオペレーターにお伝えください

※加入者番号は、ご加入の際に配付されたハガキや「確定拠出年金・残高のお知らせ」などに記載されています

60歳以上で資格喪失された皆様へ 企業型確定拠出年金(企業型DC) 資格喪失後のお手続きのご案内

2024年
12月
改訂版

60歳以上で企業型DCの資格を喪失された方(退職等)は、企業型DCの掛金の拠出が終了し加入者から運用指図者というお立場になります。今後は、定められた選択肢の中から、老齢給付金を受け取るまでのお手続きをご自身で選択する必要があります

お手続きの詳細は中面をご確認ください

既に個人型DC(以下iDeCo)に加入し拠出している方へ

iDeCoで掛金を拠出している方が企業型DCの資格を喪失する場合、届出手続きが必要です。現在ご加入のiDeCo取扱金融機関へ企業型DCを資格喪失した旨を連絡し、お手続きください。届出手続きをされなかった場合、iDeCoでの掛金が停止されてしまいますので、ご注意ください



DC資産を一時金で受け取る際、退職所得に関する申告書が必要となります。他の退職所得となる支払いがあった場合は、支払額が記された「退職所得の源泉徴収票」を申告書に添付する必要がありますので、失くさずに保管ください



60歳以降に初めてDCに加入した場合、裁定請求を行うDC口座の加入期間が5年経過した時から老齢給付金を請求することができます

退職後の住所変更手続き

退職時から住所が変わった場合は、Webからご自身で住所変更を行ってください

メールアドレス変更手続き

会社のメールアドレスを登録されていた方は、Webからご自身でメールアドレスの変更手続きを行ってください

三井住友信託ライフガイドにログイン後、手続き・相談メニューの運用商品の変更
NRKサイトへ(ユーザーID・暗証番号が必要)

基本情報照会▶氏名・住所・連絡先の変更はこちら

電子サービス管理▶メールアドレス設定

Copyright. ©Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited. All rights reserved

■本資料は、情報の提供を目的として作成しており、具体的な対応についてはお客さまのご判断により行っていただくことになります。お客さまのご判断によって行ったご対応の結果生じた損害につきましては、弊社は一切責任を負いません。■本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。■本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複写・複製は、法律で認められた場合を除き、著作権の侵害になります。■本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社コールサービス等にご照会くださいますようお願い申し上げます。■本資料は2024年12月1日現在の弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものです。その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。また、今後の金融情勢、社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。



三井住友信託銀行

CASE 1

受給権を取得しており すぐに給付金の請求手続きをしたい

老齢給付金の受け取り方法を、以下3パターンから選択します

- ①全額を一時金で受け取り ②全額を年金で受け取り ③一部を一時金、残りを年金で受け取り
(一部の資産を先に受け取り、残りの資産を数年後に受け取ることや、一部の資産を先に受け取り、残りの資産をiDeCoに移換することはできません)

手順1 受給要件を確認しましょう

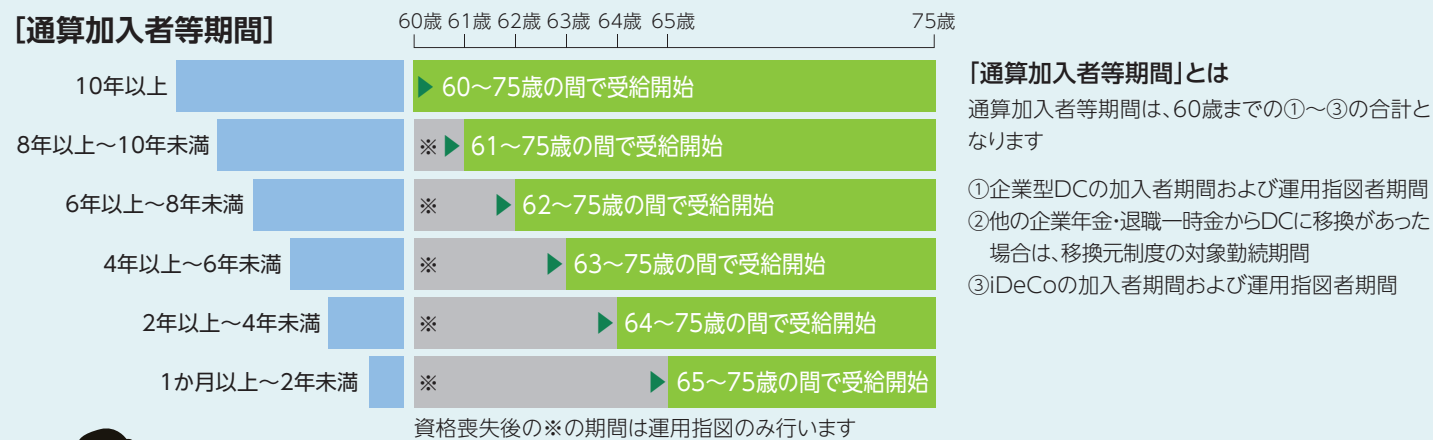
会社の定年年齢にかかわらず、60歳到達時点までにDCに加入していた年数に応じて受給開始年齢が決まります。60歳到達時点で、通算加入者等期間が10年以上ある場合、60歳～75歳までの間にご自身で請求していただくことで老齢給付金を受け取ることができます



- 一度企業型DCにて老齢給付金の裁定請求を行った場合、再度企業型DCに加入することはできませんのでご注意ください
- 企業型DCにて老齢給付金の裁定請求を行った場合であっても、公的年金を受給していない厚生年金被保険者または国民年金任意加入被保険者の方は、65歳になるまでiDeCoに加入し掛金を積み立てることができます
- 企業型DCは2つ口座を保有することができません。そのため、新たに企業型DCに加入した場合、ご自身の申出なく自動的に前職企業型DCの資産が新たに加入した企業型DCへ移換される場合があります。その場合、加入していた企業型DCで老齢給付金の請求手続きをすることができなくなります

通算加入者等期間によって以下のとおり受給権を取得する年齢が異なります。

なお、60歳以降に初めてDCに加入した場合、裁定請求を行うDC口座の加入期間が5年経過した時から老齢給付金を請求することができます



「通算加入者等期間」とは

通算加入者等期間は、60歳までの①～③の合計となります

- ①企業型DCの加入者期間および運用指図者期間
②他の企業年金・退職一時金からDCに移換があった場合は、移換元制度の対象勤続期間
③iDeCoの加入者期間および運用指図者期間



【通算加入者等期間の確認方法】

- 「三井住友信託ライフガイド」にログオン(ユーザーID・暗証番号が必要)
- 「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」(0120-99-4143)にお問い合わせ(加入者番号が必要)

手順2 請求手続きを行いましょ



冊子「確定拠出年金老齢給付金請求のお手続き」をもとに受け取り方法を選択し、お手続きください。お手続きに必要な書類は冊子の巻末に添付されています。冊子がお手元ない場合は、三井住友信託確定拠出年金コールサービスまたはお勤め先の担当部署にご連絡のうえ、お取り寄せください



一時金のお支払いは、当社にて不備のない請求書類を受付後、1～2か月程度かかります

一時金と年金で受け取る際のポイントはこちら▶



CASE 2

すぐに給付金の請求手続きはせずに iDeCoや企業型DCを活用して資産運用を継続したい

給付金を受け取らず、iDeCoや企業型DCで運用を継続することやiDeCoに加入し掛金を拠出することが可能です(iDeCoの加入については一定の要件を満たす必要があります)

選択肢1 iDeCoに加入・移換する

iDeCo口座を保有していない方

- 厚生年金被保険者または国民年金任意加入被保険者の方は、65歳になるまでiDeCoに加入し掛金を積み立てることができます
- 企業型DCの資産をiDeCoに移換することもできます

ご自身でお取引する金融機関の決定・お手続きが必要です。iDeCoは、銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合・証券会社・保険会社など、多くの金融機関で取り扱っています。金融機関により、手数料・商品のラインナップが異なります



60歳以降に初めて企業型DCに加入し、その後iDeCoに移換した場合、iDeCoに移換した時点から5年経過後に老齢給付金を請求することができます

iDeCo口座を保有している方

- 企業型DCの資産をお取引先のiDeCoに移換し、ひとつにまとめることもできます

選択肢2 加入していた企業型DCで運用を継続する

加入していた企業型DCの資格を喪失後、お手続きは不要です。お手続きをされない場合、加入していた企業型DCで運用が継続されます。75歳までにご自身で老齢給付金の請求手続きを行ってください。なお、運用を継続する間も手数料がかかります。裏面「加入していた企業型DCにかかる手数料について」をご確認ください

選択肢3 転職先の企業型DCに加入する

転職先で企業型DCに加入する場合、加入していた企業型DCの資産を「転職先の企業型DCに移換し運用を継続する」または「iDeCoに移換をする」必要があります。お手続きの詳細は転職先へお問い合わせください

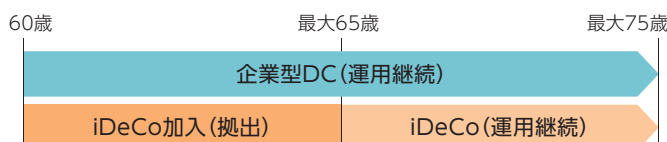


企業型DCは2つ口座を保有することができません。そのため、新たに企業型DCに加入した場合、ご自身の申出なく自動的に前職企業型DCの資産が新たに加入した企業型DCへ移換される場合があります

ご参考

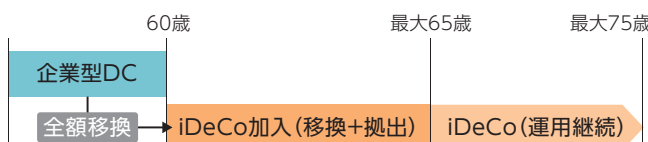
① iDeCoに加入し、企業型DCも運用継続

それぞれの運用商品で運用をすることができます



② iDeCoに加入し、企業型DCをiDeCoに移換

2つのDC分を通算した期間に基づき退職所得控除額を算出するため、退職所得控除額が増えます



※企業型DCをiDeCoに移換する場合は全額を移換する必要があります。一部の資産をiDeCoに移換し、残りの資産を企業型DCで運用継続することはできません

三井住友信託銀行ではiDeCoをお取り扱いしています

専門オペレーターが対応する三井住友信託確定拠出年金コールサービスを引き続きご利用いただけるため、これまで加入していた制度の内容をふまえたご案内をさせていただくことができます。三井住友信託銀行以外のiDeCoに加入中の方は、当社のiDeCoに変更(移換)することも可能です。
※移換手続きやiDeCoのお申込手続きについては、当社本支店窓口では承っておりませんのでご注意ください

資料請求や
商品情報は
こちら▶

